

# 桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴要領

(令和6年3月15日施行)

改正 令和6年6月20日

(趣旨)

第1条 この要領は、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置条例(令和6年桐生市条例第27号)第8条の規定に基づき公開で実施する、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の数)

第3条 報道関係者以外の傍聴人の数は、会場の都合により制限をする場合がある。

(傍聴の手続)

第4条 委員会を傍聴しようとする者(報道関係者を除く。)は、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴申請書(様式第1号)により委員長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、委員会を傍聴しようとする者が同伴する児童又は乳幼児については、この限りではない。

2 傍聴の申請は、委員会の開催日当日、開催場所において、開催時刻30分前から15分前までの間に受け付け、傍聴希望者多数の場合は抽選とする。

(傍聴札の交付)

第5条 委員会の傍聴を許可された者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴札(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 傍聴札の交付を受けた者は、これを着用し、事務局係員の指示に従わなければならない。

(報道関係者に係る手続)

第6条 報道関係者は、取材等のため委員会の会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を受けなければならないものとし、その手続等は人数制限のための抽選の規定を除き、第4条に準ずるものとする。

2 報道関係者が前項の規定により許可を受け、委員会の会議を傍聴するときは、報道関係者用傍聴札(様式第3号)の交付を受け、これを着用し、又は腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

(傍聴札の返還)

第7条 傍聴札又は報道関係者用傍聴札の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、委員会の会議を傍聴するに当たっては、委員長及び事務局係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会場内では、発言、会話等を行わず、静粛にし、議事の進行を妨害しないこと。
- (2) 委員、調査及びヒアリング等の対象者、事務局職員等の発言に対して、拍手、発言その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (3) 鉢巻き、たすき等を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れることその他の議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと。ただし、急病などの事情により退場をする場合は、事務局に申し出ること。
- (5) 携帯電話等の通信機器その他音が発生する機器の電源を切り、又はマナーモードに設定し、通話はしないこと。
- (6) 会場において、写真、動画等の撮影及び録音をしないこと。ただし、報道関係者が写真、動画等の撮影を行おうとする場合は、傍聴申請の際に、その旨を事務局係員に伝えるものとし、入場後の撮影等は委員長又は事務局が撮影を許可した場合に、会議冒頭に限り認めることとする。
- (7) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。ただし、飲食のうちペットボトル、マイボトル等を容器とした水又は茶については、この限りではない。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴することができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会の会議を傍聴することができない。

- (1) 危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、旗、のぼりその他これらに類するものを所持している者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は議事運営に支障となるおそれがあると認められる者
- (5) 委員長又は事務局より退出を命じられた者

(傍聴人の退場等)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に従わないときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、委員会において会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の配布)

第11条 委員会は、傍聴人に個人情報等に係る部分(桐生市情報公開条例(平成27年桐生市条例第29号)第7条各号に規定する非公開情報が記録されている部分)を除く会議資料又は会議資料の一部を提供するものとする。ただし、会議資料が貴重、大量、高価、その他の事情があること等の理由により、提供できない場合については、審議事項の分かる資料を提供又は一部提供し、又は当該会議資料を会議終了までの間備え又は一部備え、傍聴人の閲覧に供することができる。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年3月15日から施行する。

(傍聴の許可の特例)

2 この要領の施行後最初に招集される会議における傍聴は、第4条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、事務局の許可を受けなければならない。

附 則(令和6年6月20日)

この要領は、令和6年6月20日から施行する。

様式第1号(第4条及び第6条関係)

桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会傍聴申請書  
[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

傍聴札

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

報道関係者用傍聴札

[別紙参照]